

ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準等に関する対応方針に対する取組状況

要望及び課題の抽出

対応方針

(H30.6.12 ホテル又は旅館の客室基準の見直しに関する検討会とりまとめ)

現時点の取組状況

①複数のBF客室へのニーズ

① BF客室の客室設置数に係る基準の見直し(政令改正)

現行	客室総数が50室以上の場合は、 1室以上の車いす使用者用客室 を設ける。
改正後	客室総数が50室以上の場合は、 客室総数の1%以上の車いす使用者用客室 を設ける。 (※基準が適用されるのは、新築又は増改築部分の客室)

2018年10月19日 公布
2019年 9月1日 施行

②BF客室の稼働率が低い

② 条例整備促進のための基本方針改正

- 地方公共団体による条例整備を促進するため、基本方針を改定し、以下の情報を盛り込む。
 - ・国は地方公共団体に対して、条例による具体的な取組状況を情報提供すること。
 - ・条例制定に当たって、対象区域や対象用途を設定して義務付け基準の強化が可能であること。

2018年10月19日 公布
2018年11月 1日 施行

参考資料2・3

③BF客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要

③ 事業者等へのバリアフリー対応の要請

- ホテル・旅館業を営む事業者に対して、業界団体を通じて、バリアフリー対応の取組事例や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、バリアフリーに関する取組の強化を要請する。
- 建具・設備等の各種メーカーに対して、高齢者、障害者等も含めた誰もが利用しやすく、汎用性・デザイン性のある質の高い製品を開発・普及するよう要請する。

2018年9月19日
施設管理者団体、設計関係団体等、設備・建材関係団体に対して、ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた取組みについて要請済み

④多様なニーズ(広さ、設備、価格等)に対応した客室が不足

④ BF客室に係る建築設計標準の充実・普及

- BF客室や一般客室に係る建築設計標準の改正(追補版の作成)を行う。
(BF客室設置数の基準見直しを反映することに加え、客室の快適性・デザイン性に係る解説や設計標準の追加、優良事例の追加等)
- 地方公共団体職員や設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、建築設計標準の改正内容を周知し、その普及を図る。

2018年9月 本検討会を設置
→ ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」を年度内に公表して、次年度に周知予定

⑤バリアフリーに配慮した一般客室が少ない

⑤ BF客室等に係る情報提供の充実

- ホテル・旅館のバリアフリー情報に関する統一フォーマット(客室面積、出入口の幅、高低差、車いす対応の有無等)を作成し、その普及を図る。
- バリアフリー情報の提供方法に関するマニュアル(写真や図面による情報提供やネーミングの工夫等)を作成し、その普及を図る。

2018年8月29日
「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を観光庁HPに公表
2018年11月1日 「宿泊施設におけるバリアフリー情報提供の努力義務化への対応について(依頼)」を施設管理団体に発出

参考資料4

⑥BF客室等に関する情報提供が不足